兵庫県最低賃金が変わります



2026年10月1日㊍から

時間額

1,172円





©兵庫県 2007

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/

中小企業事業者の皆様へ

※9月中に申請のうえ、賃金の引上げが必要です。

業務改善助成金　最大600万円を助成

申請窓口：　兵庫労働局雇用環境・均等部　企画課

業務改善助成金コールセンター

フリーダイヤル　0120-366-440

最低賃金に関するお問い合わせは兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省
兵庫労働局